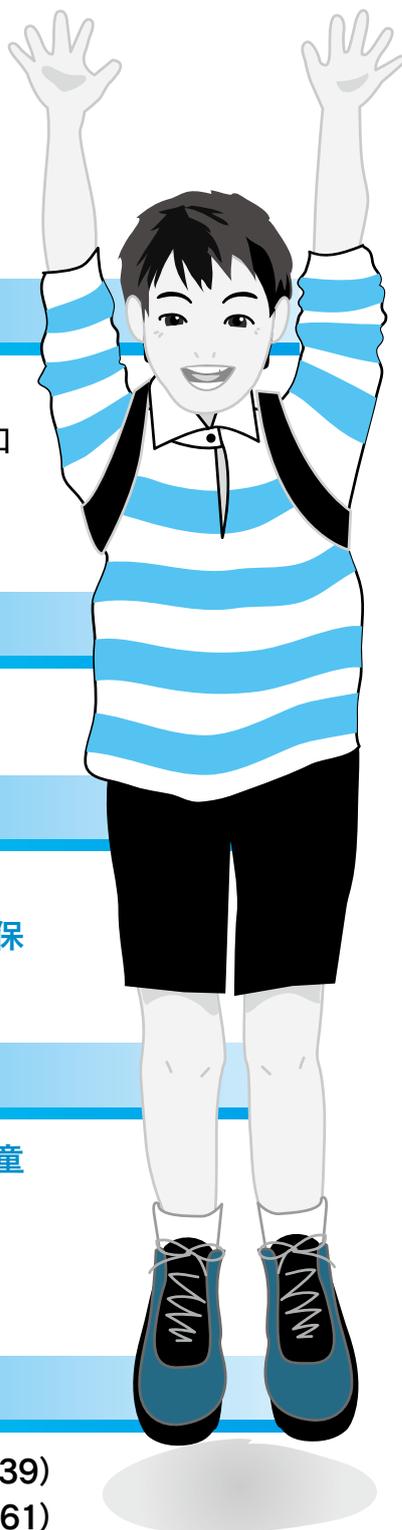


6月は現況届を提出していただく月です。対象者の皆様は必ず提出して下さい。現況届が提出されないと支給停止となりますのでご注意ください。

※児童手当は、所得額の制限があり、一定額をオーバーすると支給されません。現況届の受付は次の日程で行います。



児童手当現況届について

★受付日・受付場所

三加和地区 6月16日(火)・17日(水)
三加和総合支所健康福祉課窓口
菊水地区 6月18日(木)・19日(金)
本庁1階会議室

★受付時間

午前8時30分～午後7時

★持参品

- 印鑑
- 保護者(受給者)の保険証(和水町国民健康保険以外の保険に加入されている方)

★対象者

12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方(公務員を除く)。
※日程、時間等の都合が悪い方は、ご連絡ください。

★問い合わせ先★

本 庁 健康福祉課 子ども家庭係 (内線539)
総合支所 健康福祉課 地域福祉係 (内線761)

旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の皆様へ

内閣総理大臣名の 書状を贈呈します

先の大戦において、外地等(事変地の区域又は戦地の区域)に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方(慰労給付金受給者を除く)に対して、その御苦勞に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しております。

請求期限が2年間延長され、 平成23年3月31日までとなりました。

詳しくは下記の問い合わせ先までご連絡ください。◆御本人または御家族などからのご連絡をお待ちしております。

【問い合わせ先】 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 総務省大臣官房総務課管理室 業務担当
☎ 03-5253-5182(直通) FAX 03-5253-5190

戦没者等のご遺族の皆様へ

第九回 特別弔慰金が 支給されます

○対象者

公務扶助料や遺族年金等を受けていた方が平成17年4月1日から平成21年3月31日の間に亡くなるなどし、平成21年4月1日において公務扶助料や遺族年金等の受給権者がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人が対象となります。

1.平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2.戦没者等の子

3.戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等と生計関係を有していた方のうち平成21年4月1日において婚姻していたとしても氏が変わっていない方又は同日において遺族以外の方と養子縁組をしていない方に限ります。

4.3以外の戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者と生計関係を有していない方

戦没者等と生計関係を有していた方が3に該当しない方。

5.1から4以外の戦没者等の三親等内の親族

※戦没者の死亡まで引き続く1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容

額面24万円、6年償還の記名国債

○請求期間

平成21年4月1日から平成24年4月2日まで

請求期間を過ぎると時効により権利が消滅し特別弔慰金を受けることができなくなりますので請求漏れのないよう十分ご注意ください。

○請求窓口 和水町役場

○問い合わせ先

本庁 健康福祉課 福祉係(内線5338)
総合支所 地域福祉係(内線760)